

## 施策2 家庭生活の支援の充実

### (1) 施策指標の状況

#### ●家の人（兄弟姉妹を除く）と話をする割合 ※全国学力・学習状況調査項目のため数値更新なし

・家の人（兄弟姉妹を除く）と学校での出来事について話をする割合

小学生 77.5% → 73.0%

中学生 71.7% → 71.7%

※H30.4 及び H31.4 実施「全国学力・学習状況調査」結果より

➤ 小学生は割合が減少している。

#### ●起床・就寝時間の規則性 ※全国学力・学習状況調査項目のため数値更新なし

・毎日同じくらいの時刻に寝ている割合

小学生 74.0% → 78.3%

中学生 70.6% → 76.4%

※H30.4 及び H31.4 実施「全国学力・学習状況調査」結果より

・毎日同じくらいの時刻に起きている割合

小学生 86.4% → 89.3%

中学生 88.5% → 91.4%

※H30.4 及び H31.4 実施「全国学力・学習状況調査」結果より

➤ 小・中学生とも、前回より割合が増加している。

#### ●家庭教育に関する講演会等での参加者の満足度割合

87% → 97%

※H30 及び R1「講演会等参加者アンケート」結果より

➤ 講演会等について満足した割合が増加している。

### (2) 重点事業実施状況

#### No.15 ひとり親家庭等に対する相談・情報提供機能の充実

各区保健福祉センター、母子・父子福祉センター「愛光会館」、ひとり親家庭等福祉相談所員など、ひとり親家庭等に対する相談・情報提供を実施する関係機関が連携して、継続的・効果的なサービスを提供できるよう、機能の充実に努める。

事業目標指標	現状値	目標値	実績値	結果
ひとり親家庭サポーターの相談件数	2,657 件 (R1. 10 月末)	4,000 件	4,452 件 (R2. 3月 末)	達成

## No.16 家庭教育充実促進事業

保護者が家庭においてこどもの発達段階に応じた適切な子育てや教育ができるよう、家庭教育支援講座を実施するなど学習機会を提供し、家庭教育に関する啓発や情報発信を行う。

事業目標指標	現状値	目標値	実績値	結果
・関連部局や関連事業との連携により、今まで学習する機会のなかった層に、学習する機会や情報の提供を行う。 ・令和2年度末までに、家庭教育に関する講演会等での参加者アンケートでの満足度90%以上	87% (H30)	90%以上	97% (R1)	達成

## No.17 保育所等における食育の推進

保育所等に対して食育媒体を使用した出前食育や、施設監査及び給食巡回指導時の食育推進に関する助言指導を行っている。また、保育所等の食育担当職員を対象に食育研修会を開催し、資質の向上を図っている。

事業目標指標	現状値	目標値	実績値	結果
第3次大阪市食育推進計画にある「朝食を欠食する市民の割合の減少」に幼児の数値目標を挙げている	3.3% (R1年度 取組前)	2.5%以下	1.8% (R1年度 取組後)	達成

## No.18 学校における食育の推進

全小・中学校が各学校の計画に基づき食育の取組みが実施されるよう、優れた教育実践の普及や、実施に課題がある学校に重点化して支援を行う。なお、中学校給食については、今後市内すべての中学校で学校調理方式による給食へと移行する予定。

事業目標指標	現状値	目標値	実績値	結果
全国学力・学習状況調査結果において、「朝食を毎日食べていますか」の質問に対する肯定的な回答	小学生 93.8% 中学生 89.2% (R1)	(全国) 小学生 95.3%以上 中学生 93.1%以上	未測定 (令和2年度全国学力・学習状況調査項目のため)	

## No.19 妊産婦健康診査

妊婦については、医療機関等で受診する健康診査について、妊娠期間中に受診することが望ましいとされる14回すべてを公費負担することにより、受診の促進を図るとともに、妊婦及び胎児の健康管理の向上を図る。産婦については、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の健康診査について公費負担することにより、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図り、産後の母子への支援を充実する。

事業目標指標	現状値	目標値	実績値	結果
①妊娠11週までの妊娠届出率 ②産婦健康診査受診率	①94.9% ②74.8% (H30)	①94.9%以上 ②73.3%以上	①95.0% ②76.5% (R1)	達成

## No.20 養育支援訪問事業（専門的家庭訪問支援事業）

望まない妊娠、若年者の妊娠等で妊娠を継続することに不安が強い妊婦や出産後も育児困難が予想される妊婦及び、出産後間もない時期など、様々な原因で養育が困難になっている家庭に対し、専門職である保健師・助産師等が訪問して、育児に関する問題を総合的に把握し、相談及び技術支援を行い、こどもの健全な育成を図るとともに、児童虐待を未然に防止する。

事業目標指標	現状値	目標値	実績値	結果
支援を要する家庭への100%の訪問を目指す。	100% 533 ケース 訪問延べ 回数 3,301 回(H30)	支援を要 する家庭 への100% の訪問	100% 535 ケース 訪問延べ 回数 2,562 回(R1)	達成

## No.21 3ヶ月児・1歳6ヶ月児・3歳児健康診査

3か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に、各区保健福祉センターにおいて、乳幼児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見と予防を目的に、必要な健康診査及び保健指導を実施し、養育者の不安の解消と、乳幼児の健康の保持増進を図り、必要に応じ、発達相談、精密健康診査等の事後措置につなげ、乳幼児の健全な発育・発達を支援する。なお1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査では歯科健康診査、フッ化物塗布を行っている。

事業目標指標	現状値	目標値	実績値	結果
乳幼児期の発育・発達上重要な時期に、総合的な健康診査を実施し、個別性を踏まえた保健指導・栄養指導を図る。 乳幼児健康診査受診率 96.1%	96.1% (H30)	96.1%	95.8% (R1)	未達成

## No.22 健全母性育成事業

思春期特有の性に関する不安や悩み、医学的問題について、思春期健康教育に関する専門家が中学校へ出向き、直接中学生等を対象に思春期健康教育「ティーンズヘルスセミナー」を実施する。

事業目標指標	現状値	目標値	実績値	結果
セミナー受講者に対し、効果的な知識を提供する。	市内中学校 50校 (H30)	市内中学校 50校	市内中学校 49校 (R1)	未達成

## No.23 小・中学校、市立高校における「性・生教育」の推進

小・中学校、市立高等学校の様々な教科・領域で実施している性に関する指導を、自己肯定感を高める視点で充実するとともに、指導に当たる教員に対する研修の充実を図る。特に中学校段階において、全校各学年で年間3時限程度の「性・生教育」の授業を実施する。

事業目標指標	現状値	目標値	実績値	結果
教員向けの性に関する指導に関わる研修会を1回以上開催する。中学校段階において、全校各学年で年間3時間程度の「性・生教育」の授業実施を推進する。	100% (H30)	実施率 100%	100% (R1)	達成

## No.24 里親委託推進

家庭での養育が困難なこどもの社会的養護として、家庭と同様の養育環境である里親委託を推進するために、里親制度の普及と里親への支援体制の整備を行う。

事業目標指標	現状値	目標値	実績値	結果
里親の開拓を行い、新規里親登録数年間 24 組を目標とし、平成 31 年度には里親登録数を 142 組、里親委託率 15.3% を目指す。	新規里親登録数 23 組 (R1.9 月末)	新規里親登録数 24 組	新規里親登録数 49 組 (R1)	達成
	里親登録数 172 組 (R1.9 月末)	里親登録数 142 組	里親登録数 192 組 (R1)	
	里親委託率 16.70% (H30)	里親委託率 15.3%	里親委託率 17.18% (R1)	

## No.25 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

個々の児童に適した多様な養育環境を提供するため、家庭的な環境のもとで、要保護児童の養育に関し、相当の経験を有する養育者等によりきめ細かな養育を行う。

事業目標指標	現状値	目標値	実績値	結果
・里親・ファミリーホーム(いわゆる家庭養護)への委託児童数 (家庭的養護推進計画の目標は、令和元年度までに里親委託率 15.3%)	195 人 (H30)	184 人	201 人 (R1)	達成

### (3) 目標達成割合

80.0% (8 事業 / 10 事業 (未測定である 1 事業を除く) )

### (4) 今後の施策展開

- ・こどもの発達段階に応じた適切な子育てや教育ができるよう、家庭教育支援講座を実施し、また、様々な原因で養育が困難になっている家庭への専門職による相談及び技術支援、保育所、学校等において食育を促進するなど、引き続き、子育て家庭における養育や教育を支援していく。
- ・妊婦については、医療機関等で受診する健康診査について、公費負担することにより、受診の促進を図り、3 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児を対象に、必要な健康診査及び保健指導を実施、また、中学校段階において、「性・生教育」の授業を実施するなど、引き続き、こどもや青少年、保護者の健康を守る取組みを推進していく。
- ・里親登録数や、里親・ファミリーホームへの委託児童数も増加しており、さらに、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親委託を推進するために、里親制度の普及と里親への支援体制の整備を行うなど、引き続き、家庭的な養育を推進していく。